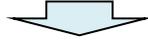


施設使用料の見直しについて

経緯

- ・第二次瑞穂市行政改革大綱に基づく公共施設の使用料の再点検、適正化の実施。
- ・平成22年度包括外部監査による指摘「施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情にあった金額に設定しなければ、最終的なつげは全市民に回ってくる。」



H24年10月に使用料見直しを実施。今後も定期的に見直しを行うこととした。

<H24年10月の見直し概要>

①使用料見直しを統一的行う方の方針「公の施設に係る受益者負担の適正化について」を作成
<方針の概要>

- ・施設の運営方法について確認。 ・減免・減額のあり方について確認。
- ・近隣市の料金も参考に検討。 ・料金改定を行う場合の上限・下限率を設定。
- ・施設ごとに収益性、公的関与をもとに下記のとおり分類し、受益者に負担して頂く料金を算出。

大	c	33.3%	66.7%	100.0%
			テニスコート ふれあい農園	穂積駅駐車場・駐輪場
↑	b	22.2%	44.4%	66.7%
		市民センター 巢南公民館・就業改善センター 学校開放体育施設 グラウンド・ふれあい広場	火葬場 弓道場 総合センター(サツインホール以外)	うすずみ研修センター 総合センター(サツインホール)
↓	小	11.1%	22.2%	33.3%
a				
		A	B	C
		大	← 公的関与 →	小

この方針をもとに

- ②料金表を中心に関係条例を見直し ③減免規定を全庁的に見直し(規則)



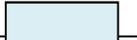
<今回の見直し概要>

①消費税引き上げ分を料金に転嫁

平成26年4月の消費税引き上げ(5%→8%)については、平成24年10月の見直しから間もないため消費税の転嫁を延期していた。今回は平成31年10月の消費税引き上げ(8%→10%)が実施される事から、消費税引き上げ分を含めて見直しを検討。

②H24年10月作成の指針「公の施設に係る受益者負担の適正化について」に基づき、

- ・施設の現状、運営方法等について確認。
- ・近隣市類似施設の料金と比較し、急激な負担増とならないよう検討。
- ・類似施設ごとにグループ分けし、統一的な見直し率となるように調整。



<使用料の見直しを行う施設>

市民センター・巢南公民館
体育施設、学校開放体育施設
総合センター、教育支援センター
牛牧南部コミュニティセンター つどいの泉
本田コミュニティセンター
牛牧北部防災コミュニティセンター
駅西会館、火葬場
水防センター

<使用料の見直しを行わない施設>

うすずみ研修センター
市営墓地
ふれあい農園
穂積駅駐車場・駐輪場
公園
ゲートボール場
美来の森

見直しの概要は
別紙資料①

平成32年4月1日の使用から新料金を適用する。